

宋代の殺人祭鬼について

河原, 正博 / KAWAHARA, Masahiro

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

1967-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011758>

宋代の殺人祭鬼について

河 原 正 博

一

黄河流域の北シナをその本拠地とした漢民族の、南方への進出は漢民族自体の膨脹發展であると共に、南シナ地域の漢化の過程でもあった。淮水流域を含めて、それ以南の地に古くから漢民族とは風俗言語を異にした多くの非漢族が住んでいたことは周知の事実である。これらの異民族と南下進出の漢民族とが互に抗争の形をとる場合であれ、あるいは平和裡に融和の形をとる場合であれ、結局は漢化されたのであるから、その漢化の過程を明かにすることは重要な研究課題の一つである。その際にそれらの異民族自体がどのようなものであったかの説明を必要とすることは申すまでもないが、現在のところこの問題に関しては今後の成果をまつところが大きい。従ってそのために概観的、巨視的な見地によってこれら異民族の解明に近づく方法と共に、それら異民族の個々の特殊性を出来るだけ明かにする方法とが必要であることは勿論である。即ち漢民族とそれらの異民族との接触、緊張の面で、あるいは漢化の永い過程の流れの中で、浮きぼりにされたそれら異民族の特殊性を明かにすることが、それらの民族の特性を解明する一つの手がかりとなるのである。幸いにも漢民族は古くからそれら異民族に関する記録を残しているものであるから、先ずそれによることが必要であらう。

殺人祭鬼の問題については沢田瑞穂氏の研究があつて、多くの史料によりこの風習の行われた地域、犠牲者、下手人、殺人の目的・方法及びその宗教的な意義等につき詳しく論ぜられたばかりでなく、更に元、明、清代に關しても宋代の殺人祭鬼について（河原）

これまた多数の史料をあげられて考察されている。⁽¹⁾私も漢民族の南シナへの発展につき考究をすすめる際にこの異常な風習に注意をおこたらなかったが、以上のような沢田氏の詳細な研究が発表されたので、もはや私の如きが再びこの問題について論及する必要はないものと考えるに至った。しかし、ひるがえって考えてみるに、私は南シナ異民族解明のための研究としてこの奇習を考察して来たのであるから、この点について一応の意見を述べることも必要かと感じ、敢えて蛇足を加えてみる次第である。なお、この研究は南シナ異民族の特殊性の研究の一つであるが、ただこれだけによって南シナ異民族の特性を強調しようとするものではなく、出来れば南シナ異民族の個別的な研究によって今まで明かにされた、あるいは今後明かにされる幾多の特殊性との組合せによって、南シナ異民族の特性を解明するための一材料となしたいのである。

二

宋代、殺人祭鬼の奇習の行われた地点あるいは地域を先ず考察して見るが、説明の便宜上から諸項に分ける。

(a) 宋史 太宗本紀、雍熙二年閏九月乙未の条に、

禁邕管殺人祭鬼及僧人置妻孥。

とあって、広南西路邕州すなわち現在の広西僮族自治区の南寧の管轄下の地方で行われている殺人祭鬼を禁止する命令が出ていることを知ることが出来るが、このことは統資治通鑑卷六二 長編 同年同月の条に、

上覧邕管雜記。歎其風俗乖異。乙未。詔嶺南諸州。民嫁娶喪葬衣服制度委所在長吏。漸加誠厲俾導條例。其殺人祭鬼。病不求醫。僧置妻孥等事。深宜化導。使之悛革。無或峻法以致煩擾。

と見え、又、宋会要稿、刑法二、禁約、同月二十四日の条には

詔曰嶺嶠之外封域且殊。蓋久隔於華風乃染成於汚俗。……邕容桂広諸州姘嫁喪葬衣服制度并殺人以祭鬼病不求醫藥及僧置妻孥等事。並委本郡長吏。多方化導漸以治之。無宜峻法以致煩擾。初帝覽邕管記。知其俗陋。故下是詔。とあって、少しく宋史とは異っている。すなわち後の二つの史料によると、詔は嶺南の邕・容・桂・広諸州に出されたこととなっていて、ただ邕州のみではなかったことが知られるが、太宗が邕管雜記(文長編の)をよみ、その風俗の乖

異なるのに驚いて詔したと言うのであるから、邕州管下で殺人祭鬼の風が行われていたことは確かであろう。宋史本紀の文に「邕管殺人祭鬼云々」とあるのはそのように解したからであろう。更に、宋会要稿、刑法二、紹興三十年十二月六日の条に、

臣僚言。邕州管下官吏受賄。停留販生口之人。誘略良口。売入深溪洞左江一帶七元等州。竊近交趾。諸夷國所產生金雜香朱砂等物繁多易博買。平民一入蜜洞。非惟用為奴婢。又且殺以祭鬼。其販賣交易。每名致有得生金五七兩者。以是良民橫死。可憐惻。

とあって、邕州の左江の七元等の溪洞において殺人祭鬼の風があったことを知ることが出来る。ここに左江とあるのは現在も同名の左江であり又七元州とあるのは統資治通鑑長編^八卷一太平興國二年正月己丑の条に、

邕州言。広源州蜜酋坦綽農民富。以偽漢時所置十州首領詔敕束獻。欲比七源州内附輸賦稅。

と見える七源州であり、又、元豊九域志^{卷一}〇、羈縻州、広南の条に見える左江所屬の羈縻州の一つである七源州であると思われるから、邕州管下にて殺人祭鬼の風が行われていたことは誤りなからう。

なお、広西通志^{卷二}六八列伝三土司、宋の条に、

岑翔先生浙江余姚人。曾祖仲淑從狄青。征儂智高。留知永寧軍。遂家焉。崇寧間歸化州蜜亂。翔募義兵平之。以州内附。授知州事。遷沿辺溪洞安撫使。夷俗陋惡。歲時殺人祭鬼。昏姻多野合。兄弟死輒取其妻。……翔悉為禁革。

蜜俗一變^{金志}。

とある。ここに歸化州とあるのは現在の広西僮族自治区の慶遠（宜山）を州治とした宋代の宜州所屬の羈縻州の一つである。岑翔及び曾祖仲淑の話は既に考察した如く^{（4）}おそらく作為されたものであろうが、歸化州の地で殺人祭鬼の風が行われていたと言う伝えは真実であらうと思われる。

（b）宋史^{卷四}九三蜜夷一西南溪峒諸蜜^上に、

是年^{（〇舊化二年。宋会要稿によると舊化元年にかけてである）}荆湖転運使言。富州向万通殺皮師勝父子七人。取五藏及首。以祀魔鬼。朝廷以其遠俗。令勿問。

とあって、荆湖路の富州において殺人祭鬼の風が行われていることを伝えているが、この富州については、この条の

すぐ前に、「又以五溪諸州統軍鶴州刺史向通漢為富州刺史。從其請也」とある富州で、向通漢が刺史であった。又、宋史^{卷四九三}蛮夷一に「南江諸蛮。自辰州于長沙邵陽。各有溪峒。曰叙曰峽曰中勝曰元。則舒氏居之。曰獎曰錦曰懿曰晃。則田氏居之。曰富曰鶴曰保順曰天賜曰古。則向氏居之。……南江諸蛮雖有十六州之地。惟富峽叙僅有千戶。余不滿百」とみえる南江諸蛮十六州の一つであつて、これは後に鎮江寨となる地で、湖南省沅州東方の榆樹灣附近の地であると思われる。とにかく沅州の地で殺人祭鬼が行われていたわけである。

(c) 統資治通鑑長編^{卷二〇}景祐四年五月戊辰の条に、

澧州逃卒。匿民家。備以自給。一日誣告。民家事摩駝神。歲殺人十二以祭。州逮其族三百人。繫獄久不決。詔遣御史台推直官方偕就劾。偕令卒疏所殺主名。按驗皆亡狀事。

とあり、宋史^{卷三四}方偕伝にもほぼ同様な記事があつて、澧州の民家で一年に十二人を殺して摩駝神なるものを祭つたと言ふ訴えがあつたことを伝えている。調査の結果、無実であつたと言ふのであるが、それはとにかく、神の名前があげられているし、又、一族のものが三百人も調べられていることから考えて、この澧州の地に殺人祭鬼の風があつたと推測してもよさそうに思える。一方、宋史^{卷一六三}唐介伝に、これとよく似た話が次の如く伝えられている。「唐介」為武陵尉調平江令。民李氏貧而吝。吏有求不厭。誣為殺人祭鬼。岳守捕其家。無少長楚掠。不肯承。更属介訊之。無他驗。守怒白于朝。遣御史方偕徙獄別鞠之。其究與介同。守以下得罪。偕受賞。介未嘗自言」とあるのがそれであるが、このことを伝えたと思われる三朝名臣言行録五之二、参政唐質肅公即ち唐介の伝には劉忠肅公撰の神道碑を引いて、

公為岳州沅江令。州民李氏以高貲為上下所漁擾。或者不厭。因告其祠鬼用人。守喜擊斷則逮繫其家百口。極獄之慘情。不得奏。專以属公。公攷閱。実非殺人者。守又奏以為未足。詔遣御史方偕。移劾澧州。卒用公所具獄不能變。吏皆坐罪去。偕以活死者得官。公終不自言也。

とある。宋史の唐介伝では彼を平江県令とし、ここでは沅江県令としていて異なるが、平江県も沅江県も共に岳州の属県であることは同じである。ここで平江県か沅江県かを決定する必要はないが、方偕が澧州において調査しているところを見ると、澧州により近い沅江県の方が正しいようであるし、史料の上からいっても神道碑の方によるべきで

あろう。なおこの沅江県は後、南宋になつて鼎州すなわち武陵郡の属県となるのであるから、誣言であつたとは言え、以上の伝えによつて、岳州、鼎州の地に殺人祭鬼の風が行われていたと考えてよいと思われる。なお、さきに見た澧州逃卒に関する話と後の岳州の話とは共に方偕が関係し、また誣言だったと言う点でよく似ているので同一の事件をつたえたものかもしれないが、とにかくこの伝えによつて洞庭湖の沿岸地方で殺人祭鬼の風が行われたことは確かである。

(d) 宋史^{卷三} 鄒回伝に、

調松滋令。荆沔俗用人祭鬼。回捕治甚嚴。其風遂革。

とあるによつて、江陵府の属県である松滋県にて殺人祭鬼が行われていたことを知る。

(e) 宋会要刑法^二禁約の条に、

淳化元年八月二十七日。峽州長楊県民向祚与兄向収。共受富人錢十貫。俾之採生。巴峽之俗。殺人為犠牲以祀鬼。以錢募人求之。謂之採牲。祚与其兄謀殺県民李析女。割截耳鼻斷支節。以与富人。為郷民所告抵罪。

とあつて、峽州長楊県において殺人祭鬼が行われているのを知るが、この長楊県は湖北省の長陽県の地である。又、同書刑法^二禁約の条に、「咸平元年十月二十八日。禁峽州民殺人祭鬼」とある。さきに富州を考察したときに見た如く、富州と共に十六州の一として同じく峽州と言うのがあるが咸平元年頃まではまだ宋の勢力は南江蛮にまでは及んでいないのであるから、この峽州は夷陵即ち今の宜昌を治所として、前掲の長楊のほか宜都、遠安の諸県を有する地をさすこととなるわけである。

(f) 続資治通鑑長編^{卷二} 熙寧十年四月癸卯の条に

上批李舜举面奏。姚兕捕獲賀富殺人祭鬼証左甚明。潭州推治滅裂。全出其罪。宜下朱初平取案牘看詳。別選官劾之。既而初平再劾所獲戸。乃阿鄧之夫劉文。非賀富殺人也。乃止。

とあるが、殺人祭鬼の犯人を潭州にて推治しているものであるから、潭州すなわち長沙の地かあるいはその属県の地で殺人祭鬼が行われたのであろう。

(g) 北宋時代の著である墨客揮犀^{卷二}に

宋代の殺人祭鬼について(河原)

有儒生行柳連道中。日將暮。遇耕者。問秀才欲何往。生告之故。耕者曰。前有猛獸為暴。不宜夜行。此村下有民居。可以託宿。生信之趨而進。始入一荒逕詰屈。行者甚少。忽見高門大第。主人出見客甚喜。延入一室。供帳赫然。肴饌豐美。既夕有婦人出問生。所闌其色甚妍。生戲一言挑之。欣然而就。生由留連數日。婦人亦比夜而至。情意款昵。乃私謂生曰。是家將謀殺子以祭鬼。宜早自為計。我亦良家子。為其所刼至此。所以遣妾侍君者。欲以綴君留耳。生聞大駭。乃夜穴壁与婦人同出。比明行四十里。投近県。県遣吏卒捕之。尽得姦狀。前後被殺者數十人。前所見指途耕者亦其党也。於是一家尽抵極法。

とある物語りについて、沢田氏は前掲の論文で、「この話も多少潤色されているかも知れないが、さればとて、話の根基になった殺人祭鬼の風習そのもので、全く虚妄だとは考えられない」と述べておられるが、その説の通りであると私も考える。従って、この話の舞台となっている郴州、連州の地域すなわち湖南省の南部とそれと接する広東省の地域に殺人祭鬼の風習が行われていたのであろう。

（h） 宋会要、刑法三に、

〔嘉泰二年〕十二月九日。權知万州趙師作言。峽路民居險遠。素習夷風。易惑以詐。易煽以惡。致使淫巫得肆簧鼓。凡遇疾病。不事医藥。聽命於巫。決卜求神。殺牲為祭。虛費家財無益。病人雖或抵死。猶謂事神之未至故。凡得疾十死八九。又其俗以不道。千富祀諸昏淫之鬼。往往用人。僇莫作福。流為殘忍。不可備言。乞行下北路先禁師巫。俾之改業。……

とみえる。峽路すなわち夔州路において殺人祭鬼の風が行われていることをその路に所属する万州の權知趙師作が報告しているのであるから、万州をはじめとしてこの地域にその風習があったことは誤りなからう。更に、建炎以來繫年要録^{卷一四五}紹興十二年五月己未の条にも、

言者論夔路有殺人祭鬼之事。乞嚴禁之。

とあるにより、夔州路で行われたことを確かめることが出来るのである。すなわち四川省東南部の揚子江流域の地に殺人祭鬼の風が行われていたことは確かであろう。

（i） 建炎以來繫年要録^{卷一五九}紹興十九年二月丁丑の条に、

左朝請大夫童邦直知峽州還言。湖北溪峒醢造蠱毒。以害往來之人。又夷人以人斃鬼。安・復・荆門・鼎・豐(澧)獨行之人。或罹此禍。望令巡尉覺察。

とあるが、同じことを簡略につたえた宋史^{卷三} 本紀の同年同月の条には

丁丑禁湖北溪峒用人祭鬼及造蠱毒。犯者保甲同坐。

とある。すなわち(e)の項ですで見たと湖北北路の峽州から還った童邦直の言によって、安州(安陸の地)、復州(沔陽の地)、荆門軍(当陽の地)及び、これまたすでに(c)項の中でみた鼎州・澧州の地方で殺人祭鬼の風があったことを知ることが出来る。なおこれらの地はすべて荆湖北路に属する州、軍である。

(j) 宋会要、刑法二、慶元四年五月六日の条に、

臣僚言。楚俗淫祠其来尚矣。惟是戕人以賽鬼。不宜有聞於聖世。俗尚師巫。能以禍福証兆。簣鼓愚氏。歲有輪於公曰師巫錢。自謂有籍於官。官利其一孔之入。於是縱其所為。無復誰何。浸淫妖幻詛厭益広。遂至用人以祭。遇閏歲。此風猶熾。乞告戒湖北一路監司帥守。先嚴官吏收納師巫錢之禁。……。

とあって、荆湖北路において、特に閏年の時には殺人祭鬼が盛んに行われていることを示しているし又、夷堅志、三壬の卷四、湖北稜睥鬼の条に、「殺人祭祀之姦。湖北最甚」とあって荆湖北路で甚だしかったことを伝えている。荆湖南路については統資治通鑑長編^{卷七} 大中祥符三年二月乙巳の条に、

禁荆南界殺人祭稜騰邪神。

とあるによって、同じくその風が行われていることを知ることが出来るし、又、前の(g)でかかげた墨客揮犀の文の前に「湖南之俗。好事妖神殺人以祭之」とあって、話が始まっているのも、それを示すものである。

(k) 建炎以來繫年要錄^{通一} 紹興二十一年閏四月丙戌の条(宋会要、刑法二、^{同月十六日の条})に、

右朝奉大夫伝寧知沅州還言。湖南南北之俗。遇閏歲則盜殺小兒。以祭淫祠。謂之採生。

とあって、荆湖北路の知沅州であった伝寧の言として、荆湖南南北路で閏歲に小兒を殺して淫祠の風が行われていることを伝えている。又、宋会要、刑法二の隆興二年正月十日の条に、

知潭州黃祖舜言。竊見湖南南北多有殺人祭鬼者。耳目玩習遂成風俗。

宋代の殺人祭鬼について(河原)

とある。荆湖南路の湘潭州である黃祖舜なる者の報告によると、荆湖南北両路では殺人祭鬼が多く行われて、それが耳目になれて風俗となつていふと言うのである。更に、続資治通鑑長編^{卷一〇}天聖九年四月壬子の条に、

詔如聞荆湖殺人祭鬼。自今首謀若加功者。凌遲斬之。募告者悉以罪人家貲。……

とあるが、この荆湖もおそらく南・北の両路をさしたものであらう。又、宋会要、刑法二、淳熙十二年三月二十五日の条には、

前發遣筠州趙謚言。湖外風俗用人祭鬼。每以小兒婦女。生剔眼目截耳鼻。……蓋緣販生口之人。偷竊小兒婦女。

販入湖之南北。貪取厚利。

とあつて、荆湖南北両路で行われる殺人祭鬼のため、荆湖北路に接する江南西路の地から犠牲用の小兒婦女がうり込まれていることを伝えている。

(1) (e) のところで掲げた宋会要、刑法二の淳化二年八月二十七日の条、すなわち峡州長楊県民の向祚とその兄の向収が採生を行ったと言ふ記事のつづきに、

著作郎羅處約奉使出峡州。適見其事。抗疏以聞。因下詔劔南東西川峡路・荆湖・嶺南等處管内州県。戒吏謹捕之。犯者論死。募告者以其家財畀之。……

とあつて、劔南・東西川峡路、荆湖南路及び広南両路の各管内の州県に対して、殺人祭鬼を嚴重に取り締るよう詔が下されていることを知る。なお、建炎以来繫年要録^{卷一六五}紹興二十三年七月戊申の条によると、

將作監主簿孫壽祖面對論。湖・広・夔峡多殺人而祭鬼。近又寢行於他路。浙路有殺人而祭海神。川路有殺人而祭塩井者。

とあつて、荆湖路、広南路及び夔州路において殺人祭鬼が多く行われていることを伝えているが、その風が四川の西部や浙江地方にもはやり出したことを述べている。もっとも、その場合は海神や塩井を祭ると言うのであるから、少しく変化しているようで、やはり荆湖路、広南路、夔州路の地域が殺人祭鬼の中心であったことは確かであらう。なお、宋会要、刑法二の嘉泰元年九月十九日の条に、

臣僚言。臣昨試郡與首問獄囚。自當年正月至月終。境由已殺四十九人。而隣里掩蓋不以聞者不預。臣甚駭之。

力詢其故。皆淫祠有以啓之。所謂淫祠者始因愚民無知。以謂殺人而死。可得為神。其家父子兄弟与夫鄉党隣里又憚聞官之擾。……。

とあつて、浙江において、人を殺して自ら死すれば神となると言う淫祠が行われていたことを伝えているが、これも亦、海神をまつると同じように、荆湖路等の殺人祭鬼とは少しく異つてゐるようである。

(m) 宋会要、刑法二、康定元年十一月四日の条に、

知万州馬元頼言。乞下川陝(峽) 広南・福建・荆湖・江淮。禁民畜蛇毒蠱藥・殺人祭妖神。……。

とあつて、ここでは蛇毒蠱藥を畜えることと殺人祭鬼がならべられている。これを蛇毒蠱藥によつて人を殺し妖神をまつるとの意にとることも出来るが、既に(i)の項で掲げた建炎以来繫年要録^{卷一}五九に、「左朝請大夫童邦直知峽州還。言湖北溪峒造蠱毒。以害往来之人。又夷人以釐鬼。……」とあり、又、これを宋史本紀では既に見た如く、

「禁湖北溪洞用人祭鬼及造蠱毒。犯者保甲同坐」とあるから、やはり、別々の項目として並べて解すべきであろう。しかし、この兩者の間に関連はあつたであろう。すなわち、宋史^{卷四}二六高賦伝に、

知衢州。俗尚巫鬼。民毛氏柴氏二十餘家。世蓄蠱毒。值閏歲。害人尤多。与人忿爭輒毒之。賦悉矯治伏辜。蠱思遂絶。

とあるように、閏歳の時に蠱毒による殺人が多いと言うが、既に見た如く、宋会要、刑法二に「遂至用人以祭。遇閏歲此風猶熾」とあり、建炎以来繫年要録^{卷一}六二に「湖南北之俗。遇閏歲則盜殺小兒。以祭淫祠。謂之採生」とあり、殺人祭鬼も亦、閏歳に行われている点、又、それが同じ地方で行われている点に注意すべきであろう。

さて、以上、煩雜をいとわず殺人祭鬼の行われたと思われる地点あるいは地域を考察して来たが、これによると特に荆湖南北両路に著しく、更にこの両路と接する四川省の東南部で揚子江流域の地及び広南東西両路の地に及んでいたことはほぼ確かであろう。

三

宋代の荆湖路を中心として行われた殺人祭鬼の奇習がどのような民族の風習であつたかは興味ある問題である。既宋代の殺人祭鬼について(河原)

に、沢田氏は前掲論文において、次の如く述べておられる。

「殺人祭鬼の風習が、巴蜀荆楚に住む漢民族固有のものであったか、それとも先住異民族——苗・獠・獯など今日のいわゆる少数民族——の蛮風夷俗であったか、あるいは本来は夷俗であったのが漢民族の間にも浸潤したのかどうか、この点は民族学的には最も肝要なところであるが、前掲の諸資料はこれについてはあまり明確には語っていない」

と前提され、つづけて、

「婦女小児を溪洞の夷人に売って祭鬼の犠牲に供するという記事や、峽路の民は夷風に習い云々のことばによれば、これは漢民族以外の夷風であったようにも解せられるが、他の大部分の記録は単に事件発生の地域を示すだけで、蛮夷の風習であるとは明言していない。たとえば②淳化元年の例にある下手人向祚・向収の兄弟のごとき、姓名からみて通常の漢人と考えて差支ないようである。もし「化外の民」であるところの異民族の風習ならば、詔令の文章にも相応の斟酌があったはずである」

と述べられ、この風習が異民族のものではなく、漢人のものと考えて差支ないようであるとなしておられる。

さて、(a)のところで掲げた宋会要、刑法二禁令、紹興三十年十二月六日の条で見た如く、邕州の左江の七源州等の溪洞において殺人祭鬼が行われているが、桂海虞衡志蛮の条に、

儂氏。謂安平・武勒・忠(思)浪・七源四州皆儂姓。

とある如く、この七源州は宋の仁宗の時に大乱を起した広源州蛮の儂智高と同族の儂氏の地であり、邕州の管轄下の左江一帯はそれら溪洞蛮の居住地であった。¹⁰とにかく太宗が邕管雜記をよんでその風俗の乖異なのに驚いたと言っているのが蛮夷のものであったからであろうし、又、夷俗であったからこそ、法をあまり厳格にやりすぎて煩擾を行さないようにせよと注意したのであろう。同じく(a)で掲げた広西通志^{卷二}、列伝^{三十一}土司、宋の条にも「夷俗陋惡。歲時殺人祭鬼」とあってそれが夷俗であるとしていることも注意すべきであろう。

次に(b)でみた如く、富州における殺人祭鬼は溪洞蛮の一つである南江諸蛮で行われているもので、その報告に對して「朝廷以其遠俗。令勿問」とあって、遠俗で問うことがなかったと言うが、これが蛮夷の風習であったからで

あろう。なお、宋会要、蛮夷五 南蛮、天禧二年六月十三日の条に、「初本路以富州本是蛮界。不可建置郡县及以吏部統轄。為請。……」とある故、富州が蛮界であったことは確かであろう。

又、沢田氏も指摘されているが、(h) でみた如く、「峡路民居險遠。素習夷風」とあって、それが蛮夷の風習であることを伝えている。

更に、(i) のところで掲げた建炎以来繫年要録には「湖北溪峒醴造蠱毒。以害往来之人。又夷人以人鬻鬼……」とあって荆湖北路の溪洞の夷人が殺人祭鬼を行ったことを示し、宋史はそれを「湖北溪洞用人祭鬼……」と簡略に説明したわけである。

以上みたところ溪洞蛮夷に殺人祭鬼の風があったことは確かなのである。

さて、宋代、荆湖南北両路の地が溪洞蛮の住地であったことは、宋史^{卷四}九三蛮夷一、及び二・三、同書の地理志、荆湖の条によっても十分に判明するところであるが、その他、続資治通鑑長編、元豊九域志^{卷六}荆湖路などによって考えてみるに、それらの蛮は居住地によって梅山洞蛮、北江蛮、南江蛮、誠徽州蛮及び桂陽蛮等のいくつかの名称に分かれていた。

梅山洞蛮。洞庭湖に注ぐ資水の中流域の新化及び安化を中心として、東は長沙、南は邵陽、西は沅陵、北は益陽に及ぶ範圍に勢力を伸べていて蘇氏がその酋長であった。

北江蛮。同じく洞庭湖に注ぐ沅江の一支流である西水流域に割拠していたもので、その勢力は四川省の黔江、湖北の恩施まで及び、彭氏が最大の酋長として勢力を占めていた。

南江蛮。沅江の中流域一帯に居住していたが、田氏、向氏、及び舒氏が夫々酋長として勢力を振い、各氏の割拠地は大體、田氏が芷江県を中心としてその上流の見まで、向氏は田氏の地域より下流域にある黔陽から安江にかけての地域に夫々居住し、最後に舒氏は安江より邵陽にかけて勢力を占めていた。

誠徽州蛮。沅江上流の渠水全流域に亘って居住し、東方は資水上流の武岡県に及び、南方は遠く広西省の融県と連結していた。その酋長は楊氏であった。

これらは沅江及び資水の流域の諸蛮であるが湘水流域では、その上流域に桂陽蛮が居た。

桂陽蛮。衡陽県、零陵県、道県及び桂陽県にかこまれた地域に居り、一時、広西省の連県や広西省の賀県まで勢力を伸したこともあった。

次に広南西路すなわち広西省においては、北部の南丹県を中心として南丹州蛮がおり、莫氏がその酋長であった。その東方の宜北県を中心として撫水州蛮すなわち安化州蛮が居て蒙氏がその酋長、又、思恩県を中心として環州蛮がいて区氏がその酋長として各々割拠していた。又、南寧を中心として黄氏が左右流域に勢力を有していたが、左江上流域には広源州蛮の農氏が居た。

このように荊湖南北路を中心としてその周辺の地に溪峒蛮が居住していたのであるが、その地域はさきに見た(a)から(1)までの、殺人祭鬼の行われたと言う地域とほとんど一致しているのであって、このことは殺人祭鬼が溪峒蛮夷によって行われたと言う伝えを更に確実にするものであろう。

では次に、沢田氏がその②の条すなわち、宋会要刑法二、淳化元年八月二十七日の条、

峽州長楊県民向祚与兄向収共受富人錢十貫。俾之採生云々。

によって、この場合の下手人の向祚、向収の兄弟はその姓名からみて通常の漢人であると考えて差支えないようであるとしておられることについてである。既にみた如く、宋史^{卷四九五}蛮夷一の条に、「荊湖転運使言。富州向万通殺皮師勝父子七人。取五藏及首以祀魔鬼。朝廷以其遠俗令勿問」とあるごとく、ここでも下手人として向万通なる者が出て来る。この富州が南江蛮の十六州の一で、わずか千戸にすぎず、向氏がその酋長であったことは既に述べた如くで、酋長の名として向通漢、向光普、向永豊等が多く見られる。そのほか南江蛮の酋に田氏、舒氏があり、他の蛮に楊氏がいたことは既に見た如くである故、ただ姓名の上から向祚、向収をもって漢人らしいとすることにはいささか問題があるように思われる。なおここで附言しておくが、富州酋長の向通漢について、宋会要蛮夷^五、南蛮、天禧二年七月の条に、

〔向〕通漢本青州人。唐僖宗朝隔在溪峒。因母疾不茹葷。迨今三十年。言語与中華無異。

と伝えていて、彼が青州の人であると言っているが、蛮酋が漢人出自の如く称するのは常に行われることで、この点については既に考察したことがあるが、青州云々もそれと軌を一にするのであろう。この場合も唐の僖宗(874～888)

の時から天禧二年（1018）までの年月を考えてみればその作為の跡は明かで、向通漢が溪峒蛮なることは申すまでもあるまい。

それはとにかく、峽州長楊県民の下手人である向祚、向収はその姓名もさることながら明かに県民となっているのであるから、もしこれが漢人でないとすれば、どのような者として解すべきであろうかが問題となるが、この点について次に考察を加えてみる。

四

桂海虞衡志（文獻通考卷三三一、黎洞の条に引用された文による）に、

蛮去省地遠。不供賦役者名生黎。耕作省地。供賦役者名熟黎。各以所適分隸四郡。……熟黎能漢語。変服入州県壚市。日晚鳴角。結隊以歸。

とあるが、これによったと思われる嶺外代答（卷二）海外黎蛮の条には、

黎人半能漢語。十百為群。変服入州県壚市。人莫辨焉。日將晚。或吹牛角為聲。則紛紛聚會。結隊而歸。始知其為黎也。

とあって、更にわかりやすく説明している。前の史料に出ている省地とは漢地、王地の意であるが、宋の郡県に属して漢地を耕している黎人の熟戸が如何に漢化されていたかを語っている。すなわちそれらの黎人熟戸は漢語をよくし、その服装を変えて州県の城内の市場に来ているときは全く漢人と区別がつかないほどに漢化されていることを伝えている。これによって州県城近くの蛮夷が如何に漢化されていたかを知り得る。一方、朱輔の溪蛮叢笑によると、

生界。去州県堡寨遠。不属王化者。名生界。

とあるから、州県堡寨をはなれると王化に属しない者、すなわち前の場合の熟黎に対して生黎が居たわけで、それは宋に賦役をおさめない者であった。このように、州県城と生界との間には、漢化の程度に濃淡の差はあるが、州県に編入され、あるいは羈縻された漢化蛮人がいたわけで、これらの者が州県城の近くに生活していたのである。これらの漢化蛮人と州県の関係を明かにするため、桂陽蛮の反乱を少しく考察して見る。

宋代の殺人祭鬼について（河原）

統資治通鑑長編^{卷一}慶曆四年三月甲戌の条に、桂陽蛮の乱についての欧陽修の意見が見えるが、それに、

今正蛮。已為鄧和・黃鬼兄弟所誘。其餘山民莫獠之類。亦皆自起而為盜。竊聞。常寧一県殆無平民。大小之盜一

二百夥。推其致此之因。莫獠之俗衣服言語一類正蛮。

とある。桂陽蛮の乱は正蛮と自ら起った莫獠の類とが結合して大きくなったと言うのであるが、ここに常寧県にほとんど平民なしと言っていることと、莫獠の俗、衣服、言語は正蛮と同じであると言っていることは注目すべきであろう。この文のつづきをみると。

莫獠之類。使安耕織而歲輸皮粟。得為平民。

とあるによって、風俗、衣服、言語が正蛮と同じであると言う莫獠の類も、耕織に安んぜしめ、歳々、税を宋に収めさせるとそれは平民と呼ばれたことを知ることが出来る。常寧県にほとんど平民なしとは、このような者が盗となつて正蛮に合流したのにはかならず。これによって考えてみるに、宋の郡県に編入された蛮人、すなわちそれは省民とも呼ばれたが、それらが州県城と正蛮との中間地帯に居住していたことは明かであろう。

宋史^{卷四}蛮夷二西南溪峒諸蛮^下に、

紹興三年臣僚言。武岡軍溪峒。旧嘗集人戸為義保。蓋其風土習俗服食器械。悉同獠人。

とあるによって、宋は溪峒の人戸を集めて兵として防禦に利用しているが、それらの習俗服食等が獠人と同じであるから蛮人防禦に有利であったことをつたえているが、漢化のすすんだ蛮人利用の一例であろう。

さて、宋史^{卷四}一九許応竜伝に、

距州六七十里。曰山斜峒。獠所聚。勾耕土田不輸賦。禁兵与関。応竜平決之。其酋感悦。率父老鳴缶擊筒。踊詣

郡謝。

とあるから、この場合には州城から六七十里のところが宋の羈縻の及ぶぎりぎりの地域であったことを知ることが出来る。又、宋史^{卷四}〇八汪綱伝に、

調桂陽軍平陽県令。県連溪洞。蛮獠与居。綱一遇以恩信。

とあるのも、県が溪洞蛮に接し、蛮と雜居していることを示している。

以上によって、州県城を中心とした地域に漢化された蛮が居て漢語に通じ、州県に編入されて税を納めていたが、その服装習俗は蛮と同じであって、生蛮の反乱のときにはそれに合流する様な者であったことを知ることが出来る。問題の殺人祭鬼の下手人である峡州長楊県民向祚・向取も亦、そのような漢化された夷人であったろう。なお、この峡州の地に蛮獠が居て、八つの砦が置かれていたことは、武経总要^{卷二}十一 荆湖北路の条に、

峡州治夷陵。……其地兼扼蛮獠。置八砦守之。

とあるにより知ることが出来るが、この八砦の内の二つが長楊県に属していたことは宋史^{卷八十八}地理志、荆湖北路、峡州の条によって明かである。その二砦が生界の蛮獠を防ぐためのものであったのであるから、長楊県城の四周に漢化された蛮がいたことは明かであろう。

要するに政治的には漢化の程度もよほど進んで州県に編入されてはいるが、その風俗等はまだ生蛮と同じである所謂平民がその習俗によって殺人祭鬼を行っていたのであろう。(g)でみた墨客揮犀に伝えられた話の中で「比明行四十里。投近県。県遣卒捕之」とあって、殺人祭鬼の行われていた現場が、県城から四十里のところにありと言うが、それはさきに見た史料に州城と溪峒との距離六七十里とあったのと考え合せてみると、丁度、漢化蛮人の居住地帯にあたっていることとなる。恐らく一味数十人とあるのも、同じく漢化のすんだ夷人の一族であったろう。なお、(c)のところでもた澧州・岳州等の例もこれと同じであったろう。

五

隋書^{卷三}地理志^下に、

南郡・夷陵・竟陵・沔陽・沅陵・清江・襄陽・春陵・漢東・安陸・永安・義陽・九江・江夏諸郡。多雜蛮左。其与夏人雜居者。則与諸華不別。其僻處山谷者則言語不通。嗜好居處全異。頗与巴渝同俗。諸蛮本其所出承盤瓠之後。故服章多以班布為飾。其相呼以蛮。則為深忌。

とあるによって、南郡(湖北の江陵を中)、夷陵(湖北の宜昌を中)、竟陵(湖北の鐘祥を中)、沔陽(湖北の沔陽を中)、沅陵(湖南の沅陵を中)とあるによって、清江(湖北の恩施を中)、襄陽(湖北の襄陽を中)、春陵(湖北の襄陽を中)、漢東(湖北の隨を中)、安陸(湖北の安陸を中)、永安(湖北の黄岡を中)、

宋代の殺人祭鬼について(河原)

義陽(河南の信陽を中、心とした地域)、九江(江西の九江を中、心とした地域)、江夏(湖北の武昌を中、心とした地域)の諸郡の地には多くの蛮左を雜えていて、それら蛮左の、漢人と雜居する者は漢人と区別がつかないと伝えている。この蛮左と言うのは蛮楚、又は荊蛮ともよばれる蛮人で、南北朝時代にみられる者で、南朝の宋がそれらの蛮戸をもって左郡、左県を設けて羈縻したことについては既に述べたことがある。⁽¹⁴⁾なお、それらの左郡、左県の置かれた地域は、安徽省・河南省及び湖北省の互に相接する地で、大別山山脈を分水嶺として流れ出る諸川の流域と桐柏山に発する淮水の上流域や潁水流域であって、当時、予州蛮と呼ばれる蛮の居住地であった。今かかげた隋書、地理志の蛮左も同じく、襄陽・竟陵・春陽・漢東・義陽・安陸・永安等の諸郡に居ると言うのであるから、南朝宋の時代の予州蛮と同じものと考えてよいであろう。とにかく、隋代、それらの蛮は列挙した諸郡内で漢人と雜居し、その山谷には所謂生蛮が居住していたわけで、前節で見た宋代の場合と全く同様である。ここで注意すべきことはこれらの蛮が蛮楚あるいは荊蛮、すなわち荊楚と関連した呼称でよばれていることと、その居住地域が湖北省の西北の部分を除いた大部分の地域及びそれに接する湖南・河南・江西の一部であることである。すなわち春秋から戦国時代にかけて楚の国がこの湖北を中心とした地域で大きな勢力を有していたことはここに改めて申すまでもないことである。

さて、この蛮左に人を殺して祭る風俗のあったことは注目にあたいる。すなわち、魏書卷四 韋珍伝に、

高祖初。蛮酋桓誕婦款。朝廷恩安辺之略。以誕為東荊州刺史。令珍為使。与誕招慰蛮左。珍自懸瓠西入三百余里。至桐栢山。窮淮源。宣揚恩沢。莫不降附。淮源旧有祠堂。蛮俗恒用人祭之。珍乃曉告曰。天地明靈。即是民之父母。豈有父母甘子肉味。自今已後悉宜以酒脯代用。群蛮從約。至今行之。凡所招降七万余戸。

とあって、それを知ることが出来る。すなわち五世紀の後半、韋珍が帰順した蛮酋の桓誕と共に、蛮左を招慰するため懸瓠即ち汝南県から淮水の水源地の桐栢山に至り、蛮左七万余戸を招降させたと伝えているが、その際、この地の蛮左に人を殺して神を祭る風があったのでこれをやめさせたことを附言している。この蛮左がさきに見た南朝宋の蛮左であり、蛮楚、荊蛮とよばれた予州蛮であることは、その居住地が淮水の水源地であることから確かめられることである。これによって湖北省及びそれに接した河南、安徽の地方に居る蛮人、即ち予州蛮に人を殺して祭る風があったことを知ることが出来る。

予州蛮については宋書^{卷九}に、

予州蛮廩君後也。……北接淮汝。南極江漢。地方數千里。

とあって、それが廩君の後であることを伝えているが、この廩君については後漢書^{卷一}、南蛮伝に、

巴郡・南郡蛮本有五姓。巴氏・樊氏・譚氏・相氏・鄭氏皆出於武落鍾離山。其山有赤黑二穴。巴氏之子生於赤穴。四姓之子皆生黑穴。未有君長。俱事鬼神。乃共擲劍於石穴。約能中者奉以為君。巴氏子務相乃独中之。衆皆

歎。又令各乘土船。約能浮者當以為君。余姓悉沈。唯務相独浮。因共立之。是為廩君。乃乘土船。從夷水至塩陽。廩君於是君乎夷城。四姓皆臣之。廩君死。魂魄世為白虎。巴氏以虎飲人血。遂以人祠焉。

とある。すなわち巴郡南郡蛮の君となった廩君の説話である。ここで特に注目すべきは巴氏が人を殺して祠っていることである。この話によると、廩君が死ぬとその魂魄は白虎となった。虎が人血を飲むのを好むので、巴氏は白虎となった廩君の魂魄をまつるために人を殺すと言うのであるが、人を殺して祠ることは実際に行われたのであろう。

この南郡は湖北の江陵を中心とした郡であり、巴郡は四川の重慶を中心とした郡であるが、水経注^{卷三}、夷水の条では、この廩君説話の舞台となった地を夷水すなわち清江の地域であるととしている。それによると湖北の宜都において揚子江に注ぐ清江の流域の地となるわけであるから、宋代の峽州の地にあたることとなる。宋代、この地で殺人祭鬼の風が盛んであったことは既に見た如くである。水経注の説明は廩君説話をもととしたもので、その点、あてにならぬが、後漢書の記事によって、南郡・巴郡蛮の間に人を殺して祠る風があったことは認めてよいと思う。又、その南郡巴郡の地にあたる地域で、宋代に盛んに殺人祭鬼が行われたことも考え合せる必要がある。すなわち、南郡・巴郡蛮の祖廩君より出たと言う予州蛮は蛮左とよばれ、荆蛮、楚蛮であり、又南郡・巴郡蛮とともに、楚国の中心部及びその周辺部の蛮夷であるから、この蛮夷に同じ殺人祭鬼の風があったとしてもそれほど不思議ではないし、又、宋代にそれらの地域とかさなる湖北・湖南の地を中心として居住していた溪洞蛮の間にその風習が残存していたものと考えてもそれほど無理ではなさそうに考えられる。

宋会要、刑法二 慶元四年五月六日の条に、

臣僚言。楚俗淫祠。其来尚矣。惟是戕人以賽鬼。不宜有聞於聖世。

宋代の殺人祭鬼について（河原）

とあり、又、さきにひいた隋書地理志の文のつづきに、
大抵荊州率敬鬼尤重祠祀之事。昔屈原為制九歌。蓋由是也。

とあるのも、古くからの楚の遺風と解したからであろう。(昭和四一・一一・三〇)

註

- (1) 沢田瑞穂「殺人祭鬼」(天理大学学報、第四十三輯、人文・社会科学篇Ⅲ)
- (2) 「太平寰宇記」^{卷一}六六、嶺南道十、邕州の条には更に詳細な記事が見ゆ。
- (3) 「元豊九域志」^{卷一}十、羈靡州、広南路、宜州の条。
- (4) 拙稿「広西蛮酋の始祖祖に就いて」(南亞細亞学報、第二号)
- (5) 「続資治通鑑長編」^{卷三}三六、熙寧五年閏七月庚戌の条にも同様な文あり。
- (6) 「宋史」^{卷八}八八、地理志。「続資治通鑑長編」^{卷二}四五熙寧六年六月己卯の条。
- (7) 「元豊九域志」^{卷二}六岳州の条。
- (8) 「続資治通鑑長編」^{卷二}四一熙寧五年十二月丙子及び同書^{卷二}四二、同六年正月の条によつて、神宗の時にこの地の経略が行われたことを知ることが出来る。
- (9) 「宋会要」、刑法二大中祥符三年二月二十五日の条にもほぼ同じ文あり。
- (10) 拙稿「儂智高の叛乱と交趾」(法政史学、第十二号)
- (11) 註(4)参照。
- (12) 拙稿「省地・省民の意味について」(和田博士古稀記念東洋史論叢)
- (13) 右に同じ。
- (14) 拙稿「宋書州郡志に見える左郡・左県の『左』の意味について」(法政史学、第十四号)
- (15) 沢田瑞穂氏の前掲論文中で、蘇雪林女士の「九歌与河神祭典關係」(民国二十七年刊『靈魚集』に収める)を紹介しておられる。それによると西門豹の話も出ているが、建炎以来繫年要録^{卷一}四五、紹興十二年五月己未の条に、「言者論變路有殺人祭鬼之事。乞嚴禁之。上謂宰執曰。此必有大巫倡之。治巫則此自止。西門豹投巫於河。以救河伯娶婦。蓋知此道也」とあるのを掲げておく。